

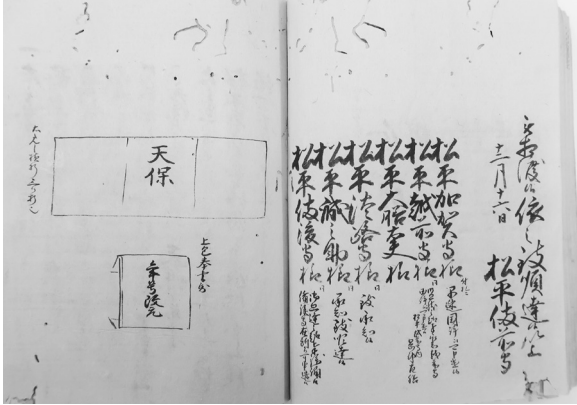
新元号の伝わり方

—萩藩の場合—

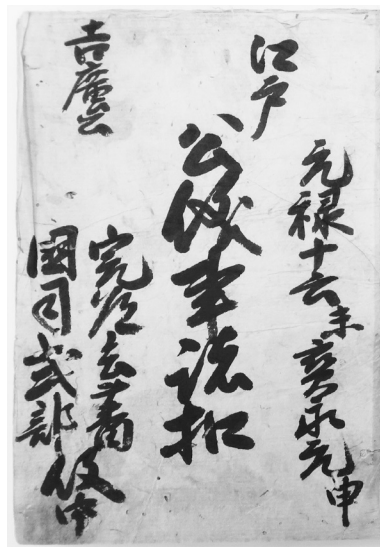
山崎 一郎

《「平成」から「令和」へ》

二〇一九年五月一日、元号は「平成」から「令和」へ替わりました。四月一日、官房長官が「令和」の文字を掲げるテレビ中継をリアルタイムで見、新聞の号外を手にし、インターネット・テレビ・ラジオの速報を見聞きして、国民は瞬時に、ほとんど時差なく新元号（とその



【図1】「公儀事諸控」より「文政之年号天保と改元之事」（41公儀事19〈14の13〉）



「公儀事諸控」

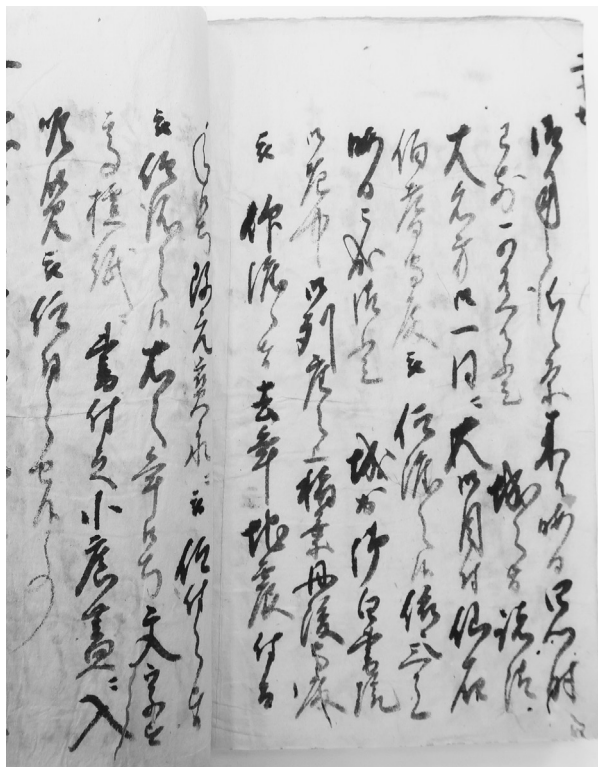
萩藩から幕府への届書・願書・伺書等の提出、および大目付廻状をはじめとする幕府からの通達類の受取に関する記事を中心に、ひろく萩藩と幕府間の出来事をまとめた記録シリーズ。万治2年～天保2年（1659～1831）分261冊が毛利家文庫に残る。藩重職当役に付属する御用所で作成され、御用所の記録全体を統括する位置を占めます。「諸事少々控」シリーズと対をなすものです。

文字）を知ることができました。現代とは異なる江戸時代、萩藩のひとびとはどのようなようにして改元を知ったのでしょうか（以下41公儀事「公儀事諸控」・17年表14「明暦以来改元覚」による）。

《幕府から諸大名へ》

江戸時代の改元には、①天皇代始改元、②革命革命改元（辛酉・甲

子の改元)、③変異・災異改元(京・江戸での地震や大火を契機)がありました。改元の方針が朝廷・幕府間で決まると、朝廷が複数の元号案を幕府に示し、それに対する幕府の意見を踏まえた上で朝廷が新元号を決定しました(久保貴子氏『近世の朝廷運営』参照)。これを受けて幕府は、江戸にいる大名に登城を命じ(惣出仕)、江戸城で老中から大名へ改元を伝えました。「公儀事諸控」をみる限り、一七三六年、「享保」から「元文」への改元時以降、江戸城での申し渡し後、大名間での触伝達ルート(回覧板形式での触伝達。「同席触廻状」。本第二部「幕令の伝達」参照)を使い、改元の通達と新元号を記した「御書付」【図1】が廻覧され周知が図られました。藩主帰



江戸城で新元号を確認する大名たち
1704年、大地震をきっかけに「元禄」から「宝永」へと改元されます。江戸城白書院で老中が改元を申し渡した後、新元号「宝永」の文字を記した「高檀紙」(高級楮紙)が「小倉蓋(お盆)」に載って廻され、大名たちがそれを「順覧」したことが「公儀事諸控」に記されています(41公儀事4〈18-18〉)。

国中の大名の場合、この廻覧を各家の江戸留守居役が受け取り、正式に改元を知ることができました。この形式以前では、江戸城での申し渡し以外の通達はなく、藩主が登城できなかった年の萩藩は、留守居役人が老中宅へ出向き、改元実施とその後の対応を確認しています。

《江戸から国許へ》

藩主の在江戸、在国に関わらず、改元の報は江戸から国許へ早飛脚で伝えられました。萩藩の場合、早ければ一二〜三四日ほどで萩城に改元の報が届いています。参勤交代では江戸と萩間に三〇日ほどを要しましたから、かなりのハイスピードです。報告を受けた国許では、

当職所が中心となり、各支藩、藩内の家臣・領民へと通知しました。長府藩など各支藩(除く岩国)は、江戸のみならず情報を得た場合でも、以前からの慣習により、本藩萩藩から通知を受け取る形が続いたようです。

《藩内への通知(佐郷島の例)》

藩内領民へは、当職所↓郡奉行↓代官↓大庄屋↓畔頭というルートで改元が伝達されました。江戸城での申し渡しからどのくらいの時を要したのでしょうか。

- 一八〇一年平生湾の佐郷島(現平生町)の畔頭佐川家へ「寛政」から「享和」への改元が伝えられたケースでは、
- ①二月一三日江戸城で大名に改元が伝えられる。
- ②二六、二七日頃、改元を伝える江戸留守居役の書状が萩に届く。

③ 二八日、今月一三日に江戸で改元が告げられたこと、領内でも二八日をもって「享和」に改元することが当職所から郡奉行へ通知され、さらに郡奉行が各代官へ通知。

④ 三月初旬、上関宰判の代官所役人が上関宰判の大庄屋へ③を伝達。

⑤ 三月一〇日、大庄屋が管内の上関島々庄屋へ③を伝達。

⑥ 上関島々庄屋が佐郷島など管内島々へ通知。

という流れでした（平生町佐川家文書九「大公儀其外御触書」）。江戸城での申し渡し後、ほぼ一ヶ月で佐郷島まで改元の報が正式に届いたこととなります。ただし、佐郷島をはじめ、当時交通の大動脈であった瀬戸内海の各地では、情報がすばやく行き交い、上記のような藩のルートに拠らなくとも、より早く改元を知り得たでしょう。

《いつから新元号を使うのか》

改元の通知後、新年号はいつ時点から使われたのでしょうか。

① 「明暦」から「万治」への改元の場合（一六五八年）、江戸城での改元通知が七月二八日、江戸の町触では八月一日より文書に「万治」を用いるよう通知されました。萩藩では、九月一日から「万治」を使用するよう国許に指示しています。

② 「天和」から「貞享」への改元の場合（一六八四年）、江戸城での改元通知が二月二八日、幕府は文書には三月一日から「貞享」を使うように指示し、萩藩も国許にそのように連絡します。ただし、それを伝える書状が江戸を発したのは、二月二八日、書状が届き各支藩に連絡したのが三月一〇日です。後追いで文書の年号を書き換えるなど、執務上で混乱があったでしょう。

③ 「宝永」から「正徳」への改元の場合（一七一一年）、江戸城での改元通知があったのが五月一日、四日付けで国許に書状を送り、一八日に国許に書状が届きました。書状が届いた一八日から「正徳」を用いることにし、「証文等之儀」（公文書や各種証文類）は五月一日分から「正徳」にするようにと指示しています。

（本稿は、山口県文書館のHPに掲載されている、同館で行われた第一四回中国四国地区アーカブズウィークの展示解説シート「情報と記録 つたえるつなぐ文書館#09ツタエル・ツタワル⑤」を転載させていただいたものです。）